

経過措置による段階的な水道料金の改定について

1 明野ほか5地区への経過措置の適用について

白州・武川地区については、料金統一（改定）後の水道料金が短い期間で急激な負担とならないよう、前々上下水道事業審議会からの中間報告（市内一体化について）並びに前審議会からの意見等も踏まえ、**段階的に新料金へ移行する措置を適用**することとしています。

経過措置は、法令等の制定・改正・廃止などに際して、移行の円滑化を図るために設けられる措置で、新たな制度の周知・浸透や新たなルールへの順応を図ることにあります。新料金を突如として適用すると、市民の間で混乱を招くおそれがあり、特に**新料金が幅広い人々に影響を与える**場合には、ネガティブな影響を最小限に抑えるよう配慮する必要があることから、明野ほか5地区への経過措置の適用についても検討する必要があります。

2 措置期間及び措置回数について

措置期間及び措置回数ともに、白州・武川地区と同様、**措置期間を6年、措置回数を3回**に設定し、減収予測などを行います。

措置期間を6年とした場合、令和15年度の経営基本計画（第3次）の改訂時に統一後の収入決算額を反映した投資・財政計画に基づく料金改定の審議が可能であること、また、料金統一から4年間の据置き期間を設けることで使用者の負担感を軽減すること可能となります。

なお、措置回数を多くした場合、1回の値上げ幅が少額となるため、使用者の負担感が少なくなる一方、毎年のように水道料金に変更があるため、料金体系が複雑になり混乱を招くことが懸念されることから措置回数を3回としています。

図 2.1 料金改定ロードマップと措置期間

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
経営基本計画	2次策定					2次見直し					3次策定			
審議会	審議	審議答申				審議	審議答申				審議	審議答申		
議会			条例上程					条例上程					条例上程	
経過措置期間	4年							料金統一	改定？					
	6年									料金統一				改定？
	8年										料金統一			

旧料金 ← → 新料金

措置期間

据置き期間

3 経過措置による値上げ幅について

明野ほか5地区への経過措置適用の検討に伴う値上げ幅は、措置回数により均等に配分します。なお、当初の方針では、明野ほか5地区は一度の料金改定（値上げ）を想定していたことから、白州・武川地区については、明野ほか5地区と同額（310円）の値上げとし、残額を措置回数によって均等に配分していましたが、明野ほか5地区への適用検討に伴い、措置回数による均等配分に見直しを行っています。

表 3.1 変更前の措置回数と値上げ幅（単位：円）

	措置回数	措置期間（6年）における値上げ幅							統一料金
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
明野ほか5地区	—	1,950	(310)	2,260				(0)	2,260
白州・武川地区	2年ごと3回	1,000	措置① (310)	1,310	措置② (320)	1,630	措置③ (320)	1,950	(310)

↑
6地区の値上げ幅と同額
残額（1,260円－310円＝950円）を均等に配分

※口径13mm、使用水量20m³/1か月（税抜）の場合

※赤字は令和14年度の料金統一の値上げ措置のため、措置期間6年間の措置回数から除く。

表 3.2 変更後の措置回数と値上げ幅（単位：円）

	措置回数	措置期間（6年）における値上げ幅							統一料金
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
明野ほか5地区	2年ごと3回	1,950	措置① (80)	2,030	措置② (80)	2,110	措置③ (80)	2,190	(70)
白州・武川地区	2年ごと3回	1,000	措置① (320)	1,320	措置② (320)	1,640	措置③ (320)	1,960	(300)

↑
値上げ幅を均等に配分
【明野ほか5地区：310円、白州・武川地区：1,260円】

※口径13mm、使用水量20m³/1か月（税抜）の場合

※赤字は令和14年度の料金統一の値上げ措置のため、措置期間6年間の措置回数から除く。

表 3.3 変更後の料金の計算例（単位：円）

明野ほか5地区	現行料金	青字	1,950	基本料金（13mm）	950円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	100円×10m ³ = 1,950円
	措置①	●	2,030	基本料金（13mm）	1,010円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	102円×10m ³ = 2,030円
	措置②	●	2,110	基本料金（13mm）	1,070円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	104円×10m ³ = 2,110円
	措置③	●	2,190	基本料金（13mm）	1,130円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	106円×10m ³ = 2,190円
	統一料金	●	2,260	基本料金（13mm）	1,190円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	107円×10m ³ = 2,260円
白州・武川地区	現行料金	紫字	1,000	基本料金（13mm）	600円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	40円×10m ³ = 1,000円
	措置①	●	1,320	基本料金（13mm）	750円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	57円×10m ³ = 1,320円
	措置②	●	1,640	基本料金（13mm）	900円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	74円×10m ³ = 1,640円
	措置③	●	1,960	基本料金（13mm）	1,050円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	91円×10m ³ = 1,960円
	統一料金	●	2,260	基本料金（13mm）	1,190円 + 従量料金（11m ³ ～20m ³ ）	107円×10m ³ = 2,260円

※資料4、3ページの料金表を参照

4 財政シミュレーションによる減収予測

明野ほか5地区への経過措置適用に伴う減収額は、約4億7,200万円となります。また、白州・武川地区を含めた経過措置適用に伴う減収予測は、6年間の総額で約6億5,000万円の減収が見込まれ、財源確保が課題となります。

表 4.1 経過措置に伴う減収予測（単位：円）

適用地区	措置年度	料金収入見込額(a) (経過措置なし)	料金収入見込額(b) (経過措置あり)	減収見込額(c) (6年間の総額) b-a	明野ほか5地区への 適用に伴う減収額
白州・武川地区のみ適用	R8,R10,R12	6,544,018,938	6,366,190,484	▲ 177,828,454	▲ 472,328,113
全地区に適用			5,891,862,372	▲ 650,156,567	

※端数処理の関係で、合計金額が一致しない場合があります。

5 今後の方針について

これまで、令和9年度に資金が枯渇するという前提の下、議論を進めてきた経過がありますが、事務局としては、資金確保のためにも早急に料金改定を進めていかなければならないものと考えています。

しかしながら、水道料金の在り方については、様々な側面・角度から議論していくことも重要であり、様々な立ち位置・立場から、あらゆる可能性を想定して検討していく必要があります。また、市民の理解を得るという観点からも、審議会において多方面にわたり議論された経過も重要であると考えております。

このことから、明野ほか5地区への経過措置の適用についても、審議会からの重要な意見として受け止め、今後の検討資料の一つとして答申書に盛り込む中で、市民説明会やパブリックコメントにより広く市民の意見を聴取し、市民全体から理解が得られた料金改定となるよう市の方針を決定したいと考えています。